



環境整備事業補助金

外国人観光客の受入環境の充実による外国人観光客の満足度向上を図るため、市内事業者等が行うインバウンド受入環境整備事業に対し補助金を交付します。

対象要件

1. 市内に事業所を有する法人または個人事業主であること
2. 次のいずれかに該当する事業者であること
〔 宿泊事業者、製造事業者、飲食事業者、観光事業者、
交通事業者、小売事業者、商店街組織 〕
3. 市区町村税に滞納がないこと



※風俗営業法第2条に定める営業や、十和田市暴力団排除条例第2条第2号および第3号に規定する暴力団関係者、政治活動・宗教活動等を行う事業者は除きます。

補助金額

1事業者につき 上限 **100万円**

※補助対象経費の2分の1もしくは上限額のいずれか低いほうを対象とします。

注意事項

- ・改修工事を行う前に、商工観光課へご相談ください。
- ・補助金の交付は、先着順で予算の範囲内とさせていただきます。

交付要綱もあわせてご確認ください。交付要綱や提出書類はホームページに掲載しています。

【申請先・お問い合わせ】
十和田市農林商工部
商工観光課観光係
〒034-8615
十和田市西十二番町6番1号
電話：0176-51-6771
FAX：0176-22-9799